

孺恋村農業委員会総会議事録(第35回)

- (1) 開催日時 令和5年5月10日(水)開会:午後1時25分 閉会:午後2時14分
開催場所:役場 2階会議室
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員15名)
農業委員
1.干川初枝 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次
8.黒岩純一 9.干川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ 14.黒岩広司
16.黒岩富二 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名(欠席農業委員 2名) 2.関喜吉 15.樋口忠男
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案
第1号議案 あっせんの成立について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 農用地売買のあっせん申出について
第6号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について
第7号議案 その他

(6)会議の概要

事務局長 皆様大変お世話になります。ただ今より農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は15名です。孺恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは農業委員会会議規則第7条の規定により会長の宣告で始めさせていただきます。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いします。

会長 皆さんこんにちは、毎日忙しい中ありがとうございます。農作業も本格的に始まるわけですが朝晩冷え込むので体調管理は十分して頂きたいと思います。
それでは続きまして、3の孺恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第5番号委員の佐藤光成委員、第6番号委員の丸山成重委員にお願いいたします。続きまして、4の協議事項に入りたいと思います。【第1号議案「あっせんの成立について」】を議題といたします。第1号議案につきまして事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立」について】案件朗読後説明(売買単価606円/㎡)

議長 【議案第1号「あっせんの成立」について】どなたか委員のご意見ございますか。

10番委員 お世話になります。18日にあっせん委員会がありました。買受人は以前より耕作しており、単

価的にも問題ないと思います。宜しくお願いします。

議 長 【議案第1号「あっせんの成立について」】につきまして、他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。第1号議案のはあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】は成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」案件朗読後説明】
1番号 あっせんの成立による売買契約
2番号 賃貸借による契約
3番号 贈与による契約

議 長 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、1番号につきましてはあっせんの成立による契約ですので許可することとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。続きまして【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】2番号につきましてですが、どなたか委員のご意見ございますか。

5番委員 はい。この件ですが、場所はセブンの裏手です。2筆ありますが道を隔てた隣同士の畑です。借り手は家庭菜園でウモロコシ、豆等を作りたいという事です。問題ないと思います。

議 長 他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】2番号については許可するものとして決定したいが宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】2番号については、許可するものとして決定します。続きまして、3番号についてですが、どなたか委員のご意見ございますか。

8番委員 先日8日に地元農業委員、推進委員、事務局で現地確認をしました。場所は、JA スタンドから

上ノ貝の集落への登り道に共同墓地がありますが、共同墓地から50m程入ったところです。叔父さんから甥への贈与であり問題と思います。

議 長 その他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】3番号については許可するものとして決定したいが宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】の3番号については許可するものとして決定します。この2号、3号案件ですが、下限面積が撤廃されたことによる申請で、面積も小さいわけですが、申請理由が農地として使うということで許可をしているわけですので、地元の委員が見守ってきちんと耕作してくださるよう指導して頂きたいと思えます。続きまして、【第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 令和元年に住宅を建築する予定で農地法第5条の許可を得て建築する予定であったが、建築業者とのトラブルにより建築の目処が立たなくなり断念せざるを得ない状況となった。本来であれば元の所有者へ所有権を戻す許可を取るべきであるが、所有者が施設へ入所し意思確認ができなくなってしまった。今回知人である事業の承継者と話がまとまり申請に到ったとの事です。

議 長 【第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」】どなたか委員のご意見ございますか。

12番委員 お世話になります。5月1日に現地確認という事で、地元の農業委員、推進委員と事務局で確認をしました。先程説明にありましてとおり、令和元年に一度住宅を建てるということで許可を得ている案件です。建設業者と折り合いがつかなくなり、建設できなくなりました。建設できないわけですから本来であれば元の地主へ返すべきですが、元の地主が意思表示できないという事で、そのままになっていたようです。いずれにしても一度許可を得ている案件ですし、同じような住宅建築の要望がでてきたという事で、提出された案件です。場所は、村中から芦生田へ向かう途中の田んぼ中の右側です。隣接地も近年住宅が建設されている場所でございます。特に問題は無いと思えますので宜しくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。このような申請はめったにないレアなケースですが、4年ほどそのままにされていたわけです。その他の委員のご意見ございますか。

10番委員 この農地は、地目変更はされたのですか。

事務局 登記簿は田んぼのままです。許可が下りただけです。

10 番委員 許可がおりただけで、何も作らなかつたから地目が変更にならなかつたわけですか。

事務局 そうです。

10 番委員 これで、新しい人が申請すれば変更されるのですか。

事務局 許可が下りて家を作れば変わります。

10 番委員 わかりました。

議 長 その他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。【第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」は許可相当として知事に進達したいが宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」は許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定します。続きまして【議案第4号「農地法第5条の規程による許可申請」について】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第4号「農地法第5条の規程による許可申請」について】4件朗読後説明。

1 番号 一般住宅建築による売買契約(議案第3号による変更計画による申請)

1種農地不許可の例外規定である集落接続による申請

2 番号 一般住宅建築による売買契約 2種農地

3 番号 一般住宅建築による売買契約 2種農地

4 番号 一般住宅建築による使用貸借契約 2種農地

議 長 はい。ありがとうございました。1番号の案件ですが、先程の議案第3号「農地法第5条の規程による許可後の計画変更による申請」ですので、許可相当として宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 では、許可相当して知事に進達させていただきます。続きまして、2番号、3番号の関係ですがどうか委員のご意見ございますか。

4番委員 4月に事務局と推進委員と農業委員の5人で現地確認をしました。この土地は通称ウワオキと呼ばれる場所です。常林寺に近い場所で10軒程の集落があります。袋倉の飛び地です。現地調査をしたところ、申請地に上信道の杭がたくさん入っており、ちょうどこの位置に上信自動車道

のインターチェンジの進入路ができる所ということでして、これはちょっと杭の整理をしないと位置関係がわからないという事で、事務局と2人の譲受人と上信関係の県の職員と立ち会いをしました。それぞれの申請建物にかからないという確約のもとで、今回申請していただいたようです。北側に2軒住宅があり、村道があり、そこに上水道と下水道が入っています。東側に住宅があり雑排水は公共下水がありますので問題は無いと思いますので、水路がありますが雨水しか入らないと思いますので問題は無いと思います。宜しくお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。皆さんからご質問等があればお願いします。特に無いようでしたらお諮りします。【議案第4号「農地法第5条の規程による許可申請」について】2番号、3番号につきましては許可相当という事で知事へ進達する事に決定したいが宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 では、許可相当として知事に進達させていただきます。続きまして、4番号の関係ですがどなたか委員のご意見ございますか。

12番委員 場所は、JA スタンドのすぐ裏手になります。周囲は住宅地でありその中にぽつんと農地があるような場所です。申請書のとおり、住宅を建てたいという事で、現在は申請地の隣接地で借家住まいであります。今回、親族から申請地を借受けて建築するという事であり問題ないと思います。

議長 はい。ありがとうございました。皆さんからご質問等があればお願いします。特に無いようでしたらお諮りします。【議案第4号「農地法第5条の規程による許可申請」について】4番号につきましては許可相当という事で知事へ進達する事に決定したいが宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」】4番号については許可相当と意見を付して県知事に進達する事に決定します。続きまして、【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」】を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

事務局 【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」】2件朗読後説明

- 1、鎌原板橋原 1筆
- 2、大笹河鹿沢、ウルイノ 2筆

議長 はい。【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」】ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

13番委員 5月1日に事務局の3名、鎌原の農業委員、推進委員と現地確認をしました。場所は、鎌原より浅間開拓方面、浅間山へ向かう途中にあります。問題ないと思います。

議 長 はい。ありがとうございました。その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。
【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」】鎌原の案件はあっせんを受けるということで決定したいが宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」】鎌原の案件についてはあっせんを受けるということに決定します。続きまして大笹の案件ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

5番委員 この件は、昨年あっせんの申出が出る予定だった所、急遽地主が亡くなり、相続をすませて、今回申請になりました。場所は、河鹿沢は中原とブルワリーの間で、ウルイノは山梨開拓の上辺りになります。中々地元の方で無いと分かりづらいとは思いますが、農地はあっせんを受けるには問題ないと思います。

議 長 はい。ありがとうございました。その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。
【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」】大笹の案件はあっせんを受けるということで決定したいが宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第5号議案「農用地売買のあっせん申出について」】大笹の案件についてはあっせんを受けるということに決定します。あっせん委員さんの発表を事務局よりお願いします。

事務局 あっせん委員ですが、鎌原は農業委員と推進委員の4名、大笹は大笹の農業委員、推進委員の4名という事で、日時につきましては後日ご連絡いたします。続きまして、【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。利用権の設定するもの2名、設定する土地2筆、面積7,126㎡、利用権の設定を受けるものが2名となっております。今回の利用権設定は群馬県農業公社を通じての利用権設定になり

ます。

議 長 はい。ありがとうございました。どなたか委員のご意見ございますか。

5番委員 この設定の賃料が安いのですが、何か理由がありますか。

事務局 こちらにつきましては、田代の委員さんにお世話になりマッチングした農地になります。この農地は荒れているといえますか、耕作条件の悪い農地でありまして、一度担い手から返還された農地であります。で、今回の担い手は牛を飼っておりまして牧草畑なら大丈夫ではないかという事で石が出る畑ですのでこのような安い賃貸借料金となっております。ご理解頂ければと思います。

11番委員 補足です。田代の五輪地区で、石がとにかく出るということで、作り手が居なくて今まである担い手が良いところだけ借りて耕作していたが返されてしまった。今回の担い手は、牛を飼っているので牧草畑なら大丈夫だろうということで話を持っていったら作るということでまとまりました。

5番委員 良かったですね。

11番委員 そういう事です。

10番委員 安くても耕作してくれれば、荒れているとたちまち雑木が生えて山林化してしまう。逆に作ってもらっているという形ですね。

5番委員 うちの近くでは、荒らさないで作ってくれているという事で地代はただで耕作している所があります。普通のキャベツ畑にしては安いと思いましたが。

10番委員 キャベツは作れないです。土がないです。

議 長 この件につきましてどなたか他に意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。【議案第6号の「農用地利用集積計画(案)への意見決定」】は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして【第7号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第7号議案【「その他」について】報告。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 2件

報告2 制限除外による事業計画書 2件

報告3 農地法第18条第6項の規定による届出書 1件

議長 【第7号議案「その他」】の報告をいただきました。本日の議案は全て終了しました。その他のその他ですが、本日令和5年度の事業予算についてももう新年度も始まっているわけですが農林振興課長の方から説明をお願いします。

農林振興課長 お世話になります。おくれげながら説明させていただきます。既に公報でご覧になっているかも知れませんが、農林振興課予算という事でペーパーを用意させて頂きました。農林水産事業費723,652千円というような予算ですが、建設課の土地改良事業の経費491,486千円を引いた3億位の予算が農林振興課の予算です。農林水産業費の640,515千円から約5億円を引いた額が農業費で、林業費が83,074千円、水産業費が63千円です。皆さんに一番関係の深い農業委員会事務事業費ですが、36,199千円です。事業の内容としては委員報酬、農地情報公開システムデータ作成委託料、農家台帳システム改修委託料です。また、農業経営基盤強化費という事で、1,968千円で先程もありましたが農地中間管理事業に係る経営転換協力金という事で組まさせて頂きました。その他農業総務費35,772千円、農業振興費73,948千円、畜産振興費1,142千円、林業振興費73,717千円、造林費9,357千円、水産業費63千円です。特出した予算、今回の予算の中で真新しい予算は無いですが、今年は特に林業振興費、造林費を手厚くさせて頂きました。詳しい内容につきましては詳しく聞きたいという事であれば私の所に来て頂ければと思います。今年は「木育」という事で小さいうちから木に親しんで欲しいという事で自然を大切に作る心を育てたいという事で力を入れさせて頂きました。

議長 はい。説明がありました。いつもの鳥獣害対策費は。

農林振興課長 有害鳥獣対策費は合計で約30,000千円です。パトロールの実施隊の報酬ですとか、会計年度任用職員の給与、電柵の補助金4万円上限も予算に入れてありますのでまたご利用頂ければと思います。年々データがたまってきて、良い調査ができているのですが畑に監視カメラを設置して電柵の効果の検証ですとか段々たまってきますので、この調査費で180万円、被害状況の調査費で500万円。電柵の補助金4万円上限も昨年並みに予算を取っておりますのでご案内していただければと思います。

議長 はい。ありがとうございます。地区の方から問い合わせがありましたら農林振興課

の方へつないで頂ければと思います。その他の委員のご意見ございますか。特に無いようでしたら次回は令和5年6月12日(月)の午後1時30分から大前活性化センターとなります。それでは、これで本日の定例会は全て終了となります。ありがとうございました。この後は、農振協議会を予定しているということで5分間の休憩を挟んでからお願いします。

午後2時14分閉会

議 長

(西窪 充夫) 西窪充夫

議事録署名人

第5番委員

(佐藤 光成) 佐藤光成

第6番委員

(丸山 成重) 丸山成重

